

平成21年4月24日

各 位

会社名 株式会社 共成レンテム
代表者名 代表取締役社長 黒川 和雄
(コード番号 9680 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 高島 正
(TEL. 0155-33-1380)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成21年6月23日開催予定の当社第47期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条第1項を削除するものであります。
上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第8条第2項および現行定款第12条の「株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第11条第3項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第12条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第9条および現行定款第11条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第11条第3項および現行定款第12条を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。
 - ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款の変更予定日

平成21年6月23日

3. 定款の変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建設用機械器具類の賃貸、販売、修理および輸出入。 2. 農業用機械器具類の賃貸、販売、修理および輸出入。 3. 日用品雑貨の賃貸、販売、修理および輸出入。 4. 自動車類の賃貸、販売、修理および輸出入。 5. 建設工事用資材の販売および輸出入。 6. 建設工事業および土木工事業。 7. とび、土工工事業および舗装工事業。 8. 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務。 9. 自動車賠償責任保険代理業。 10. 農作業の請負業。 11. 広告代理業。 12. 軽油などの石油製品供給業。 13. 催し物の企画、設営および運営。 14. 不動産の売買、賃貸、賃貸仲介、斡旋および管理。 15. 屋外広告物、展示、室内装飾等の設計管理施工。 16. 鉱物資源の探査、探鉱および試掘、採掘ならびに販売。 17. 岩石の採取、破碎および販売。 18. 砂利の採取および販売。 19. 介護用品・用具・材料の賃貸および販売。 20. 通信機器類の賃貸、販売、修理および輸出入。 21. 古物売買業。 22. 医療機器類の賃貸および販売。 23. 倉庫業、陸運業および貨物運送取扱業。 24. 労働者派遣事業。 (新設) 25. 上記各号に付帯関連する一切の業務。 (株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株主の売渡請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増し」という。)することができる。 2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。 (単元未満株主の権利制限) 第10条 (略) (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. (現行どおり) 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 農産物の生産・加工および販売。 26. 上記各号に付帯関連する一切の業務。 (削除) (単元未満株主の売渡請求) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増し」という。)することができる。 2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。 (単元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第 12 条 <u>株券の種類ならびに株式名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料についてはこの定款に定めがある場合を除き、取締役会</u>の定める株式取扱規程による。 第 13 条～第 51 条 (略) (新設)	(株式取扱規程) 第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 12 条～第 50 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> 第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

以 上